

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和6年度 第1回 松阪市障害者地域自立支援協議会全体会
2. 開 催 日 時	令和6年8月21日(水) 13時30分~15時38分
3. 開 催 場 所	松阪市福社会館 3階大会議室
4. 出席者氏名	(委 員) 寺本博美、久米徹、河原洋紀、瀬田正子、海住さつき 藤本利幸、八田久子、中谷剛士、廣路 雅之 飯田あゆみ、小林俊子、福本詩子、谷口直美、井村 彰 佐藤葉子、荒木章次 (事務局) 谷中靖彦、青木覚司、山村千穂、山中一人、平野千里 小山賢司、西洋平、鵜飼裕子
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	0名
7. 担 当	松阪市障がい福祉課 障がい福祉係 山村 TEL 0598-53-4082 FAX 0598-26-9113 e-mail: shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

○協議事項

- ・第6期松阪市障がい福祉計画及び第2期松阪市障がい児福祉計画の年度報告について
- ・ワーキングチームについて
- ・その他

第1回松阪市障害者地域自立支援協議会全体会議録

令和6年8月21日（水）

13:30～15:38（2時間08分）

事務局(司会)

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回松阪市障害者地域自立支援協議会を開催させていただきます。

【～中略～（挨拶）】

これより事項書の議題に入りたいと思います。それでは開会に先立ちまして、松阪福祉事務所長よりご挨拶を申し上げます。

【松阪市福祉事務所長（挨拶）】

事務局(司会)

続きまして事項書の2番に移りたいと思います。今年度から新しく委員になられた方も見えますので、改めて委員の自己紹介をお願いいたします。

【各委員（自己紹介）】

事務局(司会)

続きまして事務局職員のご紹介をさせていただきます。

【事務局職員（自己紹介）】

事務局(司会)

次に事項書の3番に移りたいと思います。これより会長、副会長の選出を行います。

【正副会長の選任・承認】

事務局(司会)

それではご承認いただいたということで、まず会長より就任のご挨拶をお願いします。

【会長（挨拶）】

事務局(司会)

次に副会長より就任のご挨拶をお願いします。

【副会長（挨拶）】

事務局(司会)

続きまして事項書の 4 番議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては協議会運営規則第 6 条で会長が議長となりますので、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

それでは事項書に従いまして議事を進めていきたいと思えます。まず初めに(1)第 6 期松阪市障がい福祉計画及び第 2 期松阪市障がい児福祉計画の年度報告について、事務局の方からご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

【(1)第 6 期松阪市障がい福祉計画及び第 2 期松阪市障がい児福祉計画の年度報告について事務局より説明】

会長

今の説明につきましてご意見、あるいはご質問がありましたら挙手をしてご発言をお願いします。

委員

少しお聞きたいしたいことがあるのですが、この報告はこの委員会として決定をするのか、または違う場所で承認されるのですか。それだけ教えてほしいです。先ほど説明がありましたがその承認はどこで取られますか。

事務局

この協議会の方でご意見をいただいて、承認という形でなくご意見をいただく場という形で、ご意見等お出しただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員

施策推進協議会のチームを持つわけじゃないですか。今は自立支援協議会をやっている。

会長

委員のご質問に対して、あるいはご意見、要するにこのデータそのものがどういう形で公式に評価されて我々が評価したかということですよ。

そのことについて当局としてはどのように対応するかという問題と、それから我々としては計画に沿ったものでも、現状がどうなっているかということの把握ですね。それをいわゆるデータの共有化という目的で、ここで発表されたわけですね。これは、公式のどこかで認められなければならないものなのか確認したいということですね。

事務局

この障がい福祉計画、障がい児福祉計画につきましては、策定委員会を作らせていただいて、計画を策定しています。今回報告をさせていただきましたのは、計画年度が終了したのに伴いまして実績を報告させていただいたということですので、実績に基づいて、項目についての評価等をいただければということで、実績についての変更ということはありません。これからも次期の計画を作ってまいりますので、その時の参考になる意見を伺いたいということですのでございます。以上です。

委員

ちょっと意味がわかりません。この最終的な今の報告をそういう施策でよろしいですよというお墨付きは松阪市ではどこなんですか。

会長

今日の計画は、前の計画で、新しいのを行います。これからこれに移った時に、それについての評価、出てきたところの評価ということも確認しないといけない。つまり PDCA というのは、どんどん前へ進んでなくて、やってきたことについてそれを点検、評価してフィードバックして、そして次の段階に行く。こういう仕組みが PDCA です。その仕組みが我々にとって見えにくいところなんです。なので理解しにくいなど。頭の中では何となく私はそういうふう聞いたからわかるけども、そのへんがうまくいってないところがあるのかなという気が若干するので、これからこれに移った時の経緯ね。前回の時にこの話が出ましたよね。これ冊子になって出てくる。ところが、前の計画に沿った形でどこまで進んできたかという結果がこれになる。だからこれについて公式の研究はどこでするっていうのを。本当はした上で動かないといけないんですけど。これが後に出てきて、これ先行っちゃったということになってるのかな。どこかできちんとしないといけない気がしますがけれどもね。それで、何らかの形でこれが我々だけのデータじゃなくて、つまり計画書として公表されているわけだから、これは誰が見たってわかるものですから。だから、それについての結果がここだけじゃないっていうのがまずいかなと。ちゃんと報告書なら報告書で、ちゃんとレポートでいいから何らかの形で公表をするというふうにした方がいいのかなと。会長としてはそ

ういう個人的な意見かもしれませんが。

そういう意味で、ご質問された主旨は十分に理解できます。そのところについてどのように対応するかと。これは宿題かな。勝手に宿題にするわけにはいかない。何のために計画を作るかということ。これはずっと昔から長年言われてることで。これ作りましたよというのではなくて、やりましたよちゃんとわかるようにしてもらいたいなど。長年の思いなんです。国だって同じものなんで。報告書で探さないとわからないのが、別に議会でどうこういう問題ではないし。

長く生きているので、余計なこと申し上げて申し訳ないです。そのことについてちょっと宿題として持ち帰らせていただくということでもよろしいですか。他に何かご質問はありますか。

委員

まず、資料を一週間前に送ってください。お願いします。いきなり机に置かれてこれだけいつ読み込めっていうのですか。お願いいたします。

就労定着支援の件についてお聞きします。資料1の2ページの就労定着支援事業所数が、目標1ヶ所だったのが0ヶ所になっていますよね。これは松阪市に事業所がないためとお聞きしました。でも、就労定着支援を利用して一般就職する利用者数があるということなので、どういうことかおたずねしたところ、松阪市外の事業所でこのサービスを使われた方の数字だということでした。それが多いのか少ないのかという疑問はあるのですが。今日配られました冊子、第7期松阪市障がい福祉計画の8ページ、9ページでこの資料1の方には入っている就労定着支援事業所数1という項目と目標がなくなってるのですよ。松阪市は諦めたということでしょうか。障害者自立支援協議会なので、自立を支援するサービスがなくなる時は説明責任があると思うのでよろしくをお願いします。

事務局

私どももこの件については、どうして消えたか把握しておりませんので、調べさせていただいてまた報告させていただこうと思っております。

委員

今、配られた冊子を見ると、目標設定にあたっての考え方のところに、ちゃんと就労定着支援事業を積極的に活用すると書いてあるんですよ。だから就労定着支援事業所数をなしにするのであれば、もう松阪市では作らないので、就労定着支援受けたいという方が出たら、津市にはありますので津市へ行ってくださいとご案内するとか、そういう感じにすることだったらいいいんだけど。令和3年度から5年度が0か所、0か所、0か所ともう見込みもないし、また未達成になるとだめだから外したというふうに見えますよね。私、午前中からこの件で何回かお電話させてもらっている。今いきなり言っているわけで

はないのですけど。ここからこの移行のところ、いつの間にか消えるって。増えるのはいいんですけど、消える時はそれなりのね。しかも、すごく障がい者雇用率上げていかなくてはいけない。2.5%から 2.7%になって増えていっているなかで。一般就労にいくと、働いて初めて困難に直面する人がいる。労使の問題というのは職場の人には言えないんですよ。だから外の人に相談する。ニーズがないわけではないと思うんですよ。供給の内容にニーズがないだけであって、あれば絶対に相談に行くし、私たちが例えば相談を受けた時に、そういうところがあったらここに行ったらどうって言うことが言えるんですけど。今ググっても松阪市は出てこない状態で。ここに載ってないということは今後3年間、もう作る気がないということですか。ちょっとどうかなと思うので。先ほど寺本会長が宿題って言われましたけど、なくした時点で、意思があってなくされてると思うんですね。普通そのまま前年と一緒に、なくしているのだから理由があってなくしていると思うんですよ。だからちょっと聞かせていただかないと。

事務局

この就労定着支援事業所に関しては、委員言われましたように第6期、第2期の方にはこの事業所数を載せておったところなんですけど、元々国の指針の中で目標設定自体が設けられておりませんので、今回そのあたりの整理させていただきまして、この新しい計画の中では定着支援に関する目標を省かせていただいたという形でございます。それから、他の就労定着支援事業の定着率等の数字等ございましたら、このあたりも設定しても、その数字は上がってこないのは確実でございますので、そういった部分につきましても、この新しい計画のなかでは省かせていただいたということになります。

委員

今のもう一回言ってください。ちょっとよくわからないんですけど。

事務局

まずですね、第6期の計画の中で、就労定着支援事業者数を書かせていただいておりますが、まずこの計画自体が国の指針に基づいて作っている部分がございますが、国の基本指針が示されておるところでございますが、指針の中で就労定着支援事業に関しては、事業所に関する目標設定というのがございませんでして。そのことから新しい計画の中では、就労定着支援事業所に関しては事業所の数の目標を省かせていただいたというところがございます。

それから就労定着率等の数字がございますが、第6期については就労定着支援事業所の割合、まず資料1を見ますと、2ページ目の表一番下のところ、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数(B)1ヶ所という目標が。その下、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合100%という目標が第6期の方にはあったんですけども、これらにつ

いては現時点で市内に就労定着支援事業所がございませんので、目標設定したところで数字が出てこないという確率でございましたので、これらについては目標設定を省かせてもらったということでございます。

委員

私は出てきているだけで当事者ではないんですが、今の当事者の前って言えますか。それが理由にはならないんじゃないですか。そういう答えは求めていないです。障がいのある方の一般就労を支援しましょうと国も言っていて、事業所の義務が書かれていて、何%やってみましょうと皆頑張っている中で。でも、特に精神障がいの方が就労を継続していくにはいろいろと人間関係とかで大変なので定着支援は必要で、定着支援サービスはちゃんと法律で定められて、平成30年ぐらいからあるわけですよ。そんなにたくさん人数はないけれども、それは移行する人がまだ少ないからないわけであって、B型で止まっている人も多いから。移行も年にちょっとしかなく少ないから。実数だけ見たらニーズがないように見えますけども、別にそういうことではないわけですよ。流れとしては一般の方にみんな行こうねっという流れでいっているなか、この3年間0か所だったので、今、事務局が言われたのは確かに100%に、分母が0になれば0%になるからね、そういう意味でというのはわかりますけど。結果として0になったというのはいいのですが、次の3年間の目標も立ってないっていうところは、もう行政の方から定着の支援みたいな働きかけはやらないってことですよね。ここに書いてないことはされないから。だからそのことに対するお返事をいただきたいです。ただ皆さんに任せるので、民間でやってくださいっていうお考えで市はやめまస్తుってことなのか。別に定着支援なんて使っている人がいないからいいってことなのか。どうなんですか。当事者に持って帰って説明できる答えをいただきたい。

委員

先ほどの話に戻るんですけど、こういうことを協議会で希望があったということについて検討してもらうことは可能なんですか。先ほど言ったようにこの自立支援協議会はそういう聞き取りの場であるということだったら、先ほど出された意見を考えるということにしてもらえないのですか。県がなくなったということに変更したのは松阪市ですよ。

事務局

先ほどおっしゃられた通り、委員からこういう提案、要望、ご意見いただいたというのを含めて構築していく計画ですので。委員がおっしゃられたようにそういう意見は頂戴したと。それで、うちからその意見を踏まえて検討していくというような形になるので。委員からいただいた意見も今後うちの検討課題として。おっしゃられることはもっともだと思いますので、検討していきたいなと考えています。

会長

そういう意味では前向きに捉えればいい。別に重く捉えずに。そういうふうにして考えていけば、今後そういう形で展開していくことができる。ただこういうふうに我々が理解できるような形に持っていくというのは、これは割り切りのないことだから。それはそれで私も含めてそうなんだと思いますけども、きちんと整理をしていく必要があると思います。そのための積極的な、建設的なご意見として承ってもらえればいいと思います。がちがちになって動きが取れない状態でもなさそうなので。

福祉事務所長

すみません。ありがとうございます。私もこの開会の挨拶で言わせていただきましたけど、ここで出た意見は先ほど会長が言われたように前向きな意見というか、やっぱり障がい福祉は一步二歩少し前進するためのご意見としてうまいことやる。これは前提だと思っています。ですので、いただいた意見、これは貴重な意見をいただきましたので、次の時に障がい福祉少し変わったぞと言っていただけのような部分で、大事な意見いただいたと思っていますので、きちんと受け止めさせていただいて対応させていただきます。以上です。

会長

ここでなかなか解決つかないです。

委員

そういうことだなんて思っていましたので。私は思いつきで言っているのではなく、通達か何かだと思うのですが、ちゃんと厚労省が就労定着支援の実施についてということで、令和6年3月事務文書を出しております。それをちゃんと私見ました。それで、さっき国が数字を出していないからって言われるから言うんですけど、出さない理由として障がい者自らが障がいがあるというのを言わずに一般就労する方もいるので、そういうこと言っちゃうとあなた障がいありますねと言わないといけなくなっちゃうから。努力義務にしているだけじゃなくて、本当は義務であるというふうに厚労省も言っているので、数字がなくてもいいんだということではなく、そこまで考えられての施策だと思いますので。本当にちょっとしたことで通えなくなって、それがトラウマになって引きこもりになる精神障がいの子ってすごくいっぱいいるんですよ。話を聞くと、本当に簡単なことで、そんなこと誰か上司とかに頼んだらいいのにみたいなことが言えなくて、もう行かないみたいなことになって。一回そういうふうになると半年ぐらい引きこもって、次は就労Bへやり直しみたいな感じになる。すごく苦労している子がいっぱいいるんですよ。本当に簡単なことなんですけど、精神障がいの人というのはコミュニケーションを出す方もだし出る方もだし。そこに背負いこむ方があるので。そこに書いてある、就労ケース渡してあるでは済まない人なんです。きつい調子で言われただけでだめになる人はそういう感じだし。だから、就労定着支援とい

うのは本当に必要で。障がいのある人たちが仕事をして、自己肯定感を高めてみたいなことをやるのに欠かせないことなので、本当に0はやめてください。0.5でもいいから。0じゃないので、ぜひお願いしたいと思います。

会長

ということで、この問題につきましては、限られた状況でなかなかできないので。全部丸ごと宿題としていただいて、積極的に次の会議までには回答を出して、こういう形にしたいと思います。それでは、まだありますか。

委員

この計画書いただきました。私は今年度から代わったんですが、まだ集中してなかなか見ることができなかつたんですが、まず10ページ。手話奉仕員養成研修事業で、人数が令和4年度0になっているのはコロナで開催されなかつたのかちょっと私は理解できないんですが。ただ目標の人数も書いてない。わからない。手話通訳の設置についてもこちらには入っておりません。手話通訳派遣事業の件数も記載されておりません。聴覚障がい者、聴覚障がい児の支援の対応についてもここに書かれていないので教えていただければと思います。

事務局

委員がおっしゃられた手話奉仕員養成研修事業、10ページのところでございますが、松阪市は手話奉仕員養成講座を土曜日と月曜日、二つ行っておりまして。それぞれ入門で1年、基礎で1年。それからもう1年ステップアップということで、3年で終わるというサイクルでございます。で、その中で、3年で二つ講座をやるというところで。入門と基礎が終わった段階で終了という形になるんですけど。令和4年度につきましては、基礎で終了するという方がいない年に当たったというところで、見込み自体も0で、実績も0というのはそういったことで、終了者がいない年になったということでございます。

それから手話通訳派遣の実績が載っていないという話ですけど。これにつきましては分かりにくくて申し訳ございません。資料1の9ページ真ん中辺りにあります意思疎通支援事業の利用件数というのがございまして、これは令和5年と言いますと286件の実績は、手話通訳派遣の、手話通訳と要約筆記を合わせた数字での実績でございます。

委員

何ページですか。

事務局

9ページの真ん中ですね。日常生活用具給付等事業って縦に書いてある真上ですけど、意思疎通支援事業というのがございまして。そのところの数字が手話通訳派遣と要約筆記派遣

の件数でございます。それから聴覚障がい児に関する部分につきましては、この計画の中で盛り込んでないところでございます。すみませんでした。

委員

ありがとうございます。手話奉仕員養成事業について、目標の人数というのが0というのは、松阪市ろうあ福祉協会に対して何も報告がなかったようで、そういう活動が見えないという面もありますので、すべてそういう進捗状況などは私どもの協会の方にも報告をしていただければありがたいです。全く報告いただいてないのでわかりません。お互いに共有して事業を進めていきたいと思っています。計画に関しても大切なことですが、私どもの協会に対して何も意見を求められたりとか相談がなかったので、そういう面でも一緒にこれから共有してやっていただきたいと思います。以上です。

会長

はい。それでは次の議題に移りたいと思います。ワーキングチームについてということで、それぞれご報告をお願いしたいと思います。

委員

相談支援部会リエゾンの方から報告させていただきます。リエゾンの活動報告内容として、現在毎月の会の開催によって、その会の活動の様子や確認ですね。様子の確認と困りごとの共有ということを見せていただいています。あと事例検討やグループスーパーバイズ等ということで、個々の相談支援専門員の質の向上というところを図っております。その他にですね、カナミックやBPSモデルの紹介等の勉強会なども行っております。

あとは日本相談支援専門協会の研修とか、現任研修、主任相談支援専門員研修の案内等を毎月情報として発信等をする時間を作らせていただいているという状況です。その度ですね、毎月障がい福祉課の職員の方が参加していただいております。行政の立場から意見を伺うこととかですね、報酬改定の説明等今年は受けることができている、今後も参加していただいで、また相談支援の現状や情報共有を市とも図らせていただきたいと思います。リエゾンとしては思っています。

2番目としてですね、自立支援協議会でリエゾンとして協議をお願いしたいことはないです。ということで、リエゾンの中で聞かせていただいたところ2点上がってきましたので、ご協議いただけたらと思います。

まず1点目はですね、最近松阪市のグループホームが非常にたくさん増えてきているんですが、グループホームでトラブルが起きた際の対応についてというところでして。先日ニュースにもなりましたが、食材費の過大徴収が問題になって、同じような問題が起きた場合、利用者の生活に大きな影響が出た場合ですね、県や市とか、相談支援相談員の役割として誰がどのように動いて行くのかということです。あと松阪市も日中サービス支援型のグルー

プホームが少なくとも 3 件という状態で増えて来ている中で、支援の質というところを松阪市さんがどのように評価しているのかというところですね。そういったところも含めて協議をしていただけたらと思います。もう一つがあゆみ特別支援学校高等部の就学児童の実習とか、就労アセスメントの期間中のご家族の送迎についてというところで、毎年相談が相談支援専門員にあたりするんですが、その中で特に困っている方というのは数名だったりするんですけれども。ただですね、利用者本人の将来に関わる大事な就労の実習であったり、アセスメントという場であってですね、障がい児の障がい特性や家庭状況、家族の生活力の課題からですね、実習の送迎や就労アセスメントの送迎についてご家族がなかなか難しいということで、相談支援専門員に相談が来ることがあります。ただ相談支援専門員としてはですね、その部分に対して福祉サービスの支援でも対応ができない部分であったりですね、またアセスメントに関してはですね、障がい福祉の方の社会資源の開拓というところの目標からですね、就労アセスメントの事業所さんをお願いをして、送迎をしていただいてなんとかアセスメントができたというようなケースがあたりするんですが、基本的にはご家族がこの実習期間中の送迎と、アセスメント期間中の一週間の送迎というのすべて一度会議を行わなければいけないという現状で。社会的にも共働き世帯も増えている現状の中で、それをすべてご家族で賄っていくというところに大分課題が生じるころが増えてきたかなというふうに見ていて感じます。学校側と福祉の部分で、これから先でどうしてもそういったところだと福祉と障がいの部分どちらも関わりがあることなので、福祉の場と教育の場というところですね、連携を図っていただいて、この課題に対して何か提案をいただけたらなというところで、協議をお願いしたいと意見としてありました。以上がリエゾンからの報告となります。

会長

お願いと、それから質問については全体が終わってからお伺いしていきたいと思います。後ほど答えてもらいます。それでは次にじょいんさんお願いします。

委員

じょいんですが、3ヶ月に1回の活動として、昨年11月20日、今年になって2月19日BCPですね、BCPの件について事例を交えた研修をさせていただきました。5月20日ですが、年度が3月終了ということで、5月20日からは新年度ということだったんですが。正直会長も決まらず、副会長も決まらず、どうするかも決まらずということで、5月20日はそういう話をさせていただきました。人の集まりが悪くて毎回4、5人しか集まらない状態。我々の力不足ですけども。今度はゆるく開催させていただきたいと思っております。内容としては調理実習をさせていただくつもりでございます。以上です。

会長

はい、ありがとうございました。続いてラナさんお願いします。

委員

生活介護事業所連絡協議会ラナの活動報告と予定をお話させていただきます。令和5年度の活動というところで、年に4回ほど開催させていただいていまして、皆さんの事業所さんでも日中の活動ってどんなことをしてるの。みたいなのをグループワークで話し合いをさせていただいたり、サービス管理責任者さんの個別支援計画の作成の仕方とか。現場のスタッフさんはどういうふうに関わっているのかなという情報交換。あと相談支援事業所さんたちと一緒に交流会をさせていただいたり。去年の目玉としては講師をお招きしてコミュニケーションスキルアップ研修の方をさせていただきました。

令和6年度の活動としては、第1回は6月14日にBCPということで、虐待と身体拘束に関する勉強会。あと事例検討によるグループワークをさせていただきました。2回目は9月13日に、送迎も支援の一環であるということで、生活介護の中で福祉車両の点検とか送迎についてということで、また講師をお招きして、福祉送迎運転者講習会というのを予定させていただいております。で、あと残り3回、4回というのは、また皆で話し合っって内容を決めていこうと思っています。

市内の生活介護の事業所さんがそれぞれの情報共有をして、学んで行ける場となればいいなということで、現場の施設向上を目指して様々な内容で活動しております。よろしくをお願いします。

会長

それではグロウスの会ですが、委員がお休みなので事務局をお願いします。

事務局

事務局の方からグロウスの会のご報告をさせていただきたいと思います。

グロウスの会は、松阪市の児童通所サービス事業所の連絡協議会ということでお集まりをいただいております。今年度は4回活動をされる予定をしております。今年度は5月に1回開催をしておりましたので、そのことについて簡単にご報告させていただきたいと思います。

5月の開催の時には19名のご参加がございまして。それで、皆様の方で今年度は令和6年度の報酬改定の年でございましたので、そのへんで皆様で報酬改定の疑問点というのを出し合っただきました。勉強したいことですか、もっと詳しく知りたいということにつきましては取りまとめいただきまして、障がい福祉課の方でご質問という形で質問を頂戴いたしましたので、ご質問が18項目くらいございました。それにつきまして市の方がご回答をさせていただいております。主なご質問としましては、加算の算定の仕方ですか、

記録の書き方ですとか、その書式がわかりにくいとかそういったご報告がございましたので、国の QA などを参考にさせてもらいながら市としましては回答させていただきました。簡単なお報告で申し訳ないのですが、以上でございます。

会長

それでは地域生活支援拠点部会、事務局をお願いします。

事務局

地域生活支援拠点部会のご報告をさせていただきます。今年度より新たに拠点到登録された事業所、入所施設、計画相談事業所が加わって、部会で3つの医療機関、6つの事業所、マーベルさん、障がい福祉課で多職種がお集まりいただいて部会を行っています。

現在、拠点到登録されている事業所は全部で25法人、49事業所がされております。しかしながら登録世帯は2世帯ということで、少ないんですけども。ご相談いただいている事案はあるんですけども、登録までには至っていないという世帯がいくつかございます。登録まで至らない理由の一つとして、拠点到登録していただくというところで緊急時にスムーズな対応を行うために、事前にショートステイなどを体験していただくというふうなことが前提でお話をさせてもらってるんですけど、事前の体験に難色を示されるご家庭、難しいかなというお話をいただいているなかで、話し合いを継続しているところがございます。

あともう一つは、事業所にまだ拠点の周知がまだ十分足りていないのかなというところで、今後の拠点事業所向けの広報について力を入れて行きましょうというようなお話をしております。

今年2回やりまして、5月の部会ではハイリスク世帯の定義の見直しというのを皆さんと話し合いました。拠点の登録はハイリスク世帯の方を登録の先約ということですけども。今まで後期高齢者75歳以上としていたんですけども、年齢の見直しを行って65歳以上に下げましょうという話をしました。また必ずしも年齢だけじゃなくて、介護者の緊急度が高いと判断すれば、年齢は問わないですよということも改めて確認したところです。

それと令和6年度の講習会でもありましたので、地域生活支援拠点の加算というのめたくさん入りましたのでそれについての説明と、松阪市で拠点に関する独自報酬もございまずので、それについての確認を行いました。

第2回は8月に実施しました。これは各事業所が今まで経験した緊急対応を行った事例を皆で共有し、今後拠点の対応の参考にさせてもらっております。もう一つは、最後その他のところでちょっとお話しせってもらうんですけども、地域連携推進会議についての話し合いがございました。これはグループホームを中心に令和7年度から義務化される連携会議なんですけども、これらを皆で話し合い、確認を行っている状況です。またその他の事項④で改めてご説明させていただきます。

第3回は11月に予定しております。この第3回の内容は日中サービス支援型のグループ

ホームの報告会、評価になります。先ほどリエゾンの方でお話ありましたが、日中サービス支援型のグループホーム、重度の障がい者に対して、昼夜を通してサービスの提供をするグループホームのお話なんですけども、今年、日中サービス支援型のグループホームが松阪市内に 3 社となりましたので、これらのグループホームに対して協議会で事業報告していただいて、拠点の部会で評価をさせてもらう予定です。当日 11 月の拠点部会に、3 事業所の方々に参加いただいて、実施を予定しております。以上です。

会長

はい、ワーキングチームの方からご報告いただきました。何かご質問、ご意見等々あればここで協議して、リエゾンさんの方からは協議に関して 2 点ほど議題がございましたけども。改めてもう少し皆さんたちにもしていただけるような形で、皆さんお忙しいのはわかっていますから。できるだけ早く問題聞いてお願いしたいことは、事務局にばんばん出して何とかしろと、どんどんプッシュしていただければいいと思うんですけど。ちょっとこのへんにつきましては、これもういっぺん宿題。それ以外について何かご質問、ご意見ございましたら。

委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、松阪市社会福祉協議会も福祉サービスの提供者になっているので、そういう提供者としての対応がいますか。福祉サービスの提供者と思うので。本人さんは別なのでそこに入っているのかな。対象事業者、事業提供者として入っているのかお聞きしたい。

会長

誰が入っているかということですか。

委員

松阪市、松阪市社会福祉協議会。事業提供者の面もあるから。福祉事業も提供していると思います。メンバーの中に入っていますか。

委員

先ほどのワーキングチームのことですか。

委員

事業提供者も入ってくる。

委員

計画相談についてということなんですね。それは入っていただいています。

会長

よろしいですか。何か補足ありますか。ないですね。

それでは、ちょっと駆け足になりますが、次の事項書、5番目その他に移りたいと思います。まず一番上の事項、能登半島地震被災地の報告について。これについては1月1日に能登半島で大地震が発生し、実際に被災地に支援に行かれた松阪市福祉協議会 岡主幹よりご報告いただきます。

【①能登半島地震被災地の報告について 松阪社協岡主幹より報告】

会長

岡さんありがとうございました。何かご意見、ご感想あれば、せっかくです。何かございませんか。全般的な被災地の復興とか。障がいのある方にどのように対応されているとか。そのへんのところも気になる場所ですね。何かあればまた個別でもいいと思いますので、岡さんに確認していただければと思います。岡さん、どうもありがとうございました。

次にあゆみ特別支援学校の整備について、佐藤委員お願いします。

【②松阪あゆみ特別支援学校の整備について 佐藤委員より説明】

会長

ありがとうございました。この反対側見ていただいて、こういう形になりますと説明していただきました。何かご質問ございますか。

それでは、議事進行進めて行きたいと思いますので。それでは3番目ですね。松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例施行10周年について、先ほどちょっと触れましたけども、事務局から説明がありますので、よろしくをお願いします。

【③「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」施行10周年について 事務局より説明】

会長

あとでまたご質問等いただきたいと思います。続けて資料3の地域連携推進会議について、事務局より説明願います。

【④地域連携推進会議について 事務局より説明】

がよくわからないというところも出てきますので。そういう問題もあって、地域に開かれた、どういう事業所がやっているのか。どういう利用者さんがやっているのかというのを地域の人にわかってもらおうというのが一番の目的だと思っておりますので、そういうところも含めて会議を進めて行く形になるかなと思っています。

委員

地域の人に知ってもらうのが目的なの。

事務局

手引書になぞってしまう形になるんですけど。2 ページ目の上段になりますけれども、地域との関係作りでありますとか、地域の人、施設へ理解の促進、理解していただくこと。もちろんそれがサービスの透明性、質の確保にもつながるといふ、4つの目的を行うものとして会議を設立しましょうという形になります。

委員

地域の人に開かれた施設とかっていうのはすごく耳障りな言葉なんですけど。グループホームは普通の家なんですよ。普通の家が引っ越してきたからといって開放しませんよね。本当それだけの感じなんですよ。しかも、精神障がいのある子たちが入っているところに他人が入っていったらとんでもないみたいな子いっぱいいるわけ。消毒しないといけないとか、そういう感じになっちゃうところに、例えば見学会とかって書いてあるけど。グループホームによると思うんですけど、開ければいいみたいな前提で制度設計をされちゃうと、ちょっと問題起きるんじゃないかなと、すごく危惧いたしますのでグループホームに関しては。介護の方はそうじゃないですが。

それと、特に精神障がいのある人のグループホームは全然違うので。閉じなきゃいけないからと言っているわけではない。そうしないとあの子たち安心できないというのもあるので。これ見ると施設内じゃなくて外の会議室で会議してもいいみたいなことが書いてあるので、必ずしも中に入って来てとは書いていないし。手引きを今見たらどンドン行くんじゃなくて、一人ずつ書いてあるので、ちゃんとやればいいのかなんて思ったんですけども。どっちかという、外部の目を入れてという抑止効果があるのかな。今グループホームが乱立としているということですけど、まだまだ足りないって思っているんですよ。もっと乱立してほしい。当事者としては。もっと倍ぐらい乱立してほしい。できてほしいですよ、私たちは。なので、全然多いわけではないんですけど。安易にオープンにしていいという感じに最初からならないでほしいなと思いますので。

さっき委員が言われた、松阪市でも監視していこうなんて話ありましたけど、あんまりグループホームに負荷かけないでほしいんです。作る人がいなくなると困るんで。そんな面倒くさい、紙いっぱい書かないといけなくなったら、個人的に自分も作りたいって相談されて

いるのですが、このようにしなければならぬと言ったら嫌だと言うと思うんですよ。なので、よろしくお願いします。

会長

予定をしていた議題につきましていろいろご審議いただきました。いつもの通り 30 分オーバーでございます。限られた時間でしたけど、真剣に取り組んでいただきました。他に何かございませんか。あとは事務局にお返ししますがよろしいでしょうか。

委員

私、こういう会議とかいろいろ出させていただくんですけど、私だけが知っているんじゃないで、こちらの会員さん全員がこういうものがほしいねとかいろいろ思いはあるんです。そういうのも市の方からや市の方へ私からお願いしますって言いますので、教えていただきたいし。防災についてもそうなんです。各地域で違うかもしれませんが、各地域でいろいろ見てくださいなって言うんですけど、私だけが知っていても、グループホームに入ったらどうなるのか心配事とかいろいろあると思うんです。そういうのは、私たちに聞いていただきたいし。これはこういうことでそうなりますっていうのを、市とコミュニケーションを取って。各団体ありますけど、団体の中へ浸透させていきたいんです。

会長

そうですね。可能であればフォーマルな形での日常的な皆さんの意見交換の場所がいろいろとあればということですね。すべて SNS みたいなのに頼るのは難しいと思いますが、日常的にそういうのを。やりすぎると非常に危ないですけどね。それは注意いただければ。もし何かあればそういう形で。インフォーマルだと残りますので、フォーマルな形で皆さんたちが自由に、日常的に意見交換する場所があればいいのかな。これは理想ですよ。そういう風に思います。では、事務局お願いします。

事務局(司会)

本日は長時間にわたりましてご協議いただき誠にありがとうございました。次回の開催につきましては、年が明けてから 2 回目の会議を設けさせていただきたいと考えております。日程が決まり次第、後日開催通知をお送りしますので、委員の皆様につきましては、次回以降も大変お世話おかけしますがよろしくお願いいたします。また会長におかれましては、円滑な議事進行を賜り誠にありがとうございました。

では、以上をもちまして令和 6 年度第 1 回松阪市障害者地域自立支援協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。